

2 計画の対象、構成等

(1) 計画の対象

本市では、道路、水道、下水道、河川等、多岐にわたる分野のインフラ資産を管理しており、表—1のように8区分16種類の施設に分類し、本計画の対象とします。

表—1 本計画の対象とする施設(平成25年3月31日現在)

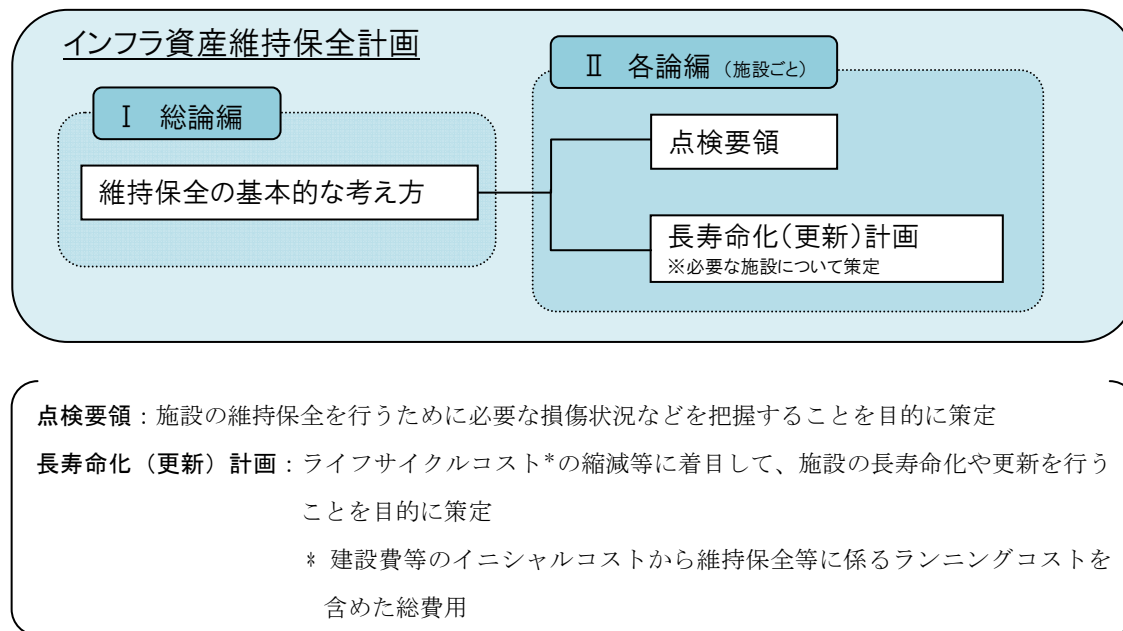
区 分	施 設 名	施 設 数
道 路	道路（舗装）	4,274 k m
	道路（法面）	1,047 箇所
	道路（附属物）	約 28,000 箇所
	トンネル	22 本
	橋りょう	2,818 橋
アストラムライン	高架橋	168 橋
水 道	水道施設（浄水場等）	330 箇所
	水道管路	4,750 k m
下水道	処理施設及びポンプ場	90 箇所
	下水管路	5,840 k m
河 川	河川（準用・普通）及び調整池	準用河川 5 本 普通河川 653 本 調整池 64 箇所
土砂災害防止施設	急傾斜地崩壊防止対策施設	146 箇所
農林道	農道	293 k m
	林道	371 k m
港湾施設	草津岸壁	1 箇所
	市営さん橋（待合所含む）	1 基
8区分	16種類	—

※ 施設の所管省庁が策定する指針や基準等に応じて対象施設は見直します。

(2) 計画の構成

本計画は、図—1 のとおり、インフラ資産全般に共通する維持保全の基本的な考え方などを取りまとめた総論編と、施設ごとに機能維持や安全確保の観点から策定・見直しを行う点検要領や長寿命化（更新）計画の各論編で構成します。

図—1 本計画の構成



(3) 計画期間

必要に応じて、各論編の施設ごとに設定します。